

訪問介護重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

指定訪問介護または、介護予防指定訪問介護（以下「訪問介護ステーションゆとり」という。）サービス提供開始にあたり、介護保険法第8条第2項に基づいて、当事業があなた様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	有限会社ちちんぷいぷい
事業所名称	指定訪問介護ヘルパーステーションゆとり
事業所の所在地	福島県福島市清明町1番10号
介護保険事業所番号	0770102325
管理者名	山家カツイ
電話番号	024-521-9225
事業実施区域	福島市、伊達市、川俣町、桑折町、国見町

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたり支援を行うことを目的とします。
運営の方針	訪問介護は、利用者様の要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態になる事の予防に資するように計画的に行います。サービス提供にあたっては次のように行います。 (1) 訪問介護計画に基づき、利用者様が日常生活を営むことができるように支援します。 (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者様に適切な技術を持ってサービスの提供を行います。 (3) 利用者様の心身状況、環境等を的確に把握して、利用者様又は家族に対して適切相談と助言を行います。

3 提供するサービス

(1) 営業日及び時間

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、サービス提供は午後8時30分まで

(2) 当事業所が提供するサービス

サービス提供内容

身体介護	<ul style="list-style-type: none">・ 食事の介助・衣類の着脱介助・洗面・口腔ケア・ 身体の清拭 全身・部分清拭・オムツの交換や排泄の介助・ 入浴介助および手浴・足浴・洗髪・入浴が困難な人の身体を拭く・ 体位交換・移乗、移動介助・ うがいの見守りや介助) 起床・就寝介助・ベッドからの起き上がり介助・ 通院・外出介助 等
生活援助	<ul style="list-style-type: none">・ 買物 (利用者様の日常生活に必要な物品)・薬の受け取り・ 調理・配膳 下膳・掃除・ 洗濯 (利用者様の衣類等の洗濯)・ 衣類の整理・補修

4 職員体制と職務内容

人員基準により配置します。

職 名	職務内容
管理者 兼サービス 提供責任者	職員と業務の管理、事業所従事者の法令遵守のための指揮命令、利用申込みの調整及びサービス実施状況の把握をします。 目的、目標を達成するための訪問介護計画書を作成 (1) 居宅介護支援計画に沿って訪問介護計画を作成します (2) 訪問介護計画の内容を利用者・家族様に説明し同意を得て、交付します。
介護職員	訪問介護計画書によってサービスを提供します。 (1) 利用者様が居宅介護支援計画の変更を希望する場合には居宅介護支援事業者への連絡をします。 (2) 訪問介護員は、身分を明らかにする職員証を携行し、利用者・家族から提示を求められた場合には、提示します。 (3) 訪問介護のサービスを提供した時には、記録簿に必要事項を記載し、利用者様の確認の押印をいただきます。

5 利用料金

サービス内容	算定項目	単位数		
		1割負担	2割負担	3割負担
身体介護01	身体介護が20分未満	163	326	489
身体介護 1	身体介護が 20 分以上 30 分未満	244	488	732
身体 1 生活 1	身体介護が 20 分以上 30 分未満。 引き続き生活援助 20 分以上 45 分未満	309	618	927
身体1生活 2	身体介護が 20 分以上 30 分未満。 引き続き生活援助 45 分以上 70 分未満	374	748	1122
身体介護 2	身体介護が 30 分以上 60 分未満	387	774	1,161
身体 2 生活 1	身体介護が 30 分以上 60 分未満。 引き続き生活援助 20 分以上 45 分未満	452	904	1356
身体 2 生活 2	身体介護が 30 分以上 60 分未満。 引き続き生活援助 45 分以上 70 分未満	517	1034	1551
身体介護 3	身体介護が 60 分以上	567	1,134	1,701
生活援助 2	生活援助が 20 分以上 45 分未満	179	358	537
生活援助 3	生活援助が 20 分以上 45 分未満	220	440	660

※身体介護60分以上 567 単位に 30 分を増すごとに+82 単位

※身体介護に引き続き生活援助を行った場合、20 分から起算して 25 分を増すごとに+65 単位 (195 単位を限度)

夜間加算 (午後 6 時から午後 10 時まで)	所定単位数×25%
早朝加算 (午前 6 時から午前 8 時まで)	所定単位数×25%

介護予防訪問

区分	サービス内容	介護報酬額	利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
介護予防訪問介護 I	週 1 回 程度の訪問	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
介護予防訪問介護 II	週 2 回 程度の訪問	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
介護予防訪問介護 III	週 2 回を超える訪問	37,270 円	3,727 円	7,456 円	11,181 円

① 加 算

(i) 初回加算

加 算	利用料	利用者負担額	算定回数等
初回加算	2, 0 0 0 円	1 割 : 2 0 0 円	初回のみ
		2 割 : 4 0 0 円	
		3 割 : 6 0 0 円	

(ii) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位数の 18.2%を加算

6 料金のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い願います。
お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は現金払いとなります。

※ 償還払いについて

保険料の滞納等により保険給付が直接事業所に支払われない場合は提供サービス提供料金を全額支払いしていただきます。当事業所からの領収書を市町村の窓口提出すれば払い戻しを受けることができます。

(1) 交通費について

無料です。

(2) キャンセルについて

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(024-521-9225) キャンセル料は頂きません。

7 サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 医療行為、座薬の挿入、敵便などできない内容があります。
- ② 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供は出来ません。
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供は出来ません。
- ④ 買い物代行の際は、お金をお預かりしてからとなります。
- ⑤ 買い物以外の現金、通帳、カード等の預かりは出来ません。
- ⑥ 従業者へのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。

※ 条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを3カ月以上滞納し、催告に応じない場合。または利用者や家族などが当事業所の職員に対して、本契約書を継続しがたい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修及び訓練を行い、非常災害時には必要な措置を講じます。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生した場合、容体の変化などがあつた場合。容体状況により主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所及び市町村へ連絡します。

10 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生して利用者や利用者・家族様の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や家族様故意、重大な過失がある場合は、賠償責任を減ずることができません。

11 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12 身体拘束

原則として、利用者の事由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、やむを得ない理由より拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 虐待防止に関する対策

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

14 感染症の予防とまん延防止のための対策

事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供にあたり、苦情や相談があれば下記までご連絡願います。

① ご利用者ご相談窓口

午前8時30分～午後5時30分

訪問介護ステーション ゆとり 電話 (024-521-9225)

② 福島市介護保険課 電話 (024-525-6551)

③ 福島県国保連合会 電話 (024-528-0040)

令和 6 年 月 日

【事業者】

当事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいて、サービス内容等について説明しました。

(乙) 指定訪問介護事業者

事業所所在地 福島県福島市清明町1番10号

名 称 有限会社ちちんぷいぷい

指定訪問介護ヘルパーステーションゆとり

説明者氏名 管理者 山家 カツイ ⑩

【利用者】

私は、重要事項説明書に基づき、(乙) からサービス内容等について説明を受け同意しました。

(甲1) 利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩

<電 話> _____

(甲2) 家 族

<住 所> _____

<氏 名> _____ ⑩

<電 話> _____